

着任ご挨拶



左京税務署長
岡本 和之

残暑の候、公益社団法人左京納税協会並びに左京納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、皆様方には、平素から、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、私こと、この度の定期人事異動により熊本派遣主任国税庁監察官から、左京税務署長を拝命し、過日着任いたしました。

私は、京都での勤務は三回目の勤務となりますが、今回、歴史ある左京の地で勤務する機会をいただいたことは、大変光栄であるとともに、身が引き締まる思いであります。

今後、皆様方のご協力を仰ぎながら、署務運営を進めてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

ところで、前任の山下からは、公益社団法人左京納税協会並びに左京納税貯蓄組合連合会におかれましては、これまで、各種研修会・説明会等の開催、租税教室への講師派遣等、積極的に取り組まれているほか、昨年は、新たな取組として、大阪国税局管内でも例を見ない「税のキャッシュレス納付利用推進活動」にも取り組まれたと伺っております。

このような左京納税協会並びに左京納税貯蓄組合連合会の皆様方の活動に対しまして、敬意を表しますとともに大変心強く感じておる次第でございます。心から感謝申し上げます。

税務署におきましては、昨年10月に消費税率の引上げとそれに伴う軽減税率制度の導入、確定申告書作成会場の合同化、更には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、確定申告の期限延長や納税猶予申請などの各種対応等、これまでに経験したことのない課題に直面いたしました。

皆様方におかれましても、収束の時期がなかなか見えない状況にある新型コロナウイルスへの対応には大変苦慮されているものと存じ、一日も早い収束を願っている次第であります。

さて、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という観点から、国税庁では、平成29年6月に、「税務行政の将来像」を公表しており、そこで示されたスマート税務行政の実現に向けて、内部事務の集約処理をはじめとした業務改革やe-Taxの現行のシステムの見直しなどのインフラ整備を進めるとともに、質の高いe-Taxの推進やデータ活用による効果的な施策の実施などに取り組んでいるところであります。

しかしながら、どのような取組であっても、国民の皆様のご理解なくして、到底成し得るものではございませんので、地域社会に密着した事業活動を展開されている皆様方のご支援とご協力が必要不可欠でございます。

どうか、今後とも、なお一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人左京納税協会並びに左京納税貯蓄組合連合会の今後ますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を、また、一日も早く平穏な日常に戻ることを心より祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



創業165年
株式会社 岡野組
建築工事及び土木工事における
・調査・開発・企画（技術提案含む）・設計、監理・施工
・上記一連のコンサルティング業務
・リフォーム、メンテナンス業務・不動産売買、仲介業務

京都本社 〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4
他、大阪営業所、福知山営業所、山科機材センター、洛西倉庫

創業元禄二年



聖護院ハッ橋総本店

京都市左京区聖護院山王町六 電話 075(761)5151

署長退任あいさつ

前左京税務署長 山下 功起



残暑の候、公益社団法人左京納税協会並びに左京納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様方には、平素から、税務行政の円滑な運営につきまして、深いご理解と格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、私ごと、この度の定期人事異動により東京国税局調査第一部広域情報管理課に転任しました。

左京税務署在任中は、大変お世話になりました。

思い起こせば、1年前、初めての歴史深い左京の地での勤務、伝統の重みに恥じぬよう緊張して着任したのが、ついこの前のような気がします。講演会をはじめ、左京区民祭り、納税表彰式、租税教室、各種研修会等、数多くの税務に関する行事に積極的に参加いただき、左京区民の納税道義の高揚に大いに貢献していただきました。

さらに、1月には賀詞交歓会に合わせて、大阪国税局管内初の「税のキャッシュレス納付利用推進活動」を実施していただきました。国税、地方税合同のリーフレットを作成し、左京区内の金融機関に配布する活動は、今後ますます推進されるデジタル社会における税分野のキャッシュレス化を進めるため、国税庁全体でも取り組み始めたこととの先駆けとなりました。

このような皆様方の積極的な活動は、我々税務を担当する者にとって、大いに助けられ、勇気づけられました。

皆様方の熱心なボランティア精神には、頭が下がる思いで、厚く御礼申し上げます。

しかし、2月の吉田神社節分祭における e-Tax のPR活動を最後に、皆様方とお会いできる機会が無く

なってしまったことは誠に残念でなりませんでした。

コロナ禍という経験したことがない状況の中、皆様方のご事業はもとより、生活様式が一変してしまいました。

税務署におきましても、確定申告期限の延長、納税猶予事務、各種助成金申請のための証明書等の発行等、これまで経験したことのない事務を、勤務制限という限られた職員で処理しなければならぬという状態が続き、皆様方には大変ご不便をおかけしましたが、何とか処理することができました。この場をお借りして御礼申し上げます。

まだまだ収束が見えない状態ですが、この災難をニューノーマル（新常态）と考え、仕事のやりかたや生活方法を変えるきっかけにしていくべきと考えております。

このような実態において、皆様方にご協力いただききた租税教室や税の広報活動等、今まで通りの方法で実施が困難なこともあるかと思いますが、新たな方法に変更する等して、可能な限り皆様方のご協力を引き続きお願いするとともに、なお一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人左京納税協会並びに左京納税貯蓄組合連合会の今後ますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を、また一日も早く通常の生活に戻る日が来ますことを心より祈念いたしまして、離任のご挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。

左京税務署幹部職員名簿

令和2年7月10日現在

役 職	新 任		旧 任	
	氏 名	前 任	氏 名	転 任 先
署 長	岡本 和之	熊本派遣 主任国税庁監察官	山下 功起	東京国税局 調査第一部 広域情報管理課長
副 署 長	宮越 明義	左京 総務課長	天良 勉	神戸 特別徴収官
総務課長	坂本 雄二	西宮 個人1統括官	宮越 明義	左京 副署長
総務係長	東 泰三	左京 総務会計係長	小代 正弘	左京 個人上席
会計係長	西本 浩典	枚方 法人1 調査官	東 泰三	左京 総務係長
管理運営統括官	河野 辰生	堺 管理運営3 統括官	阿部 寛	城東 管理運営1 統括官
管理運営・徴収統括官	高田 洋	留任		
特別調査官（所得税）	塩屋 晋一	大阪国税局総務部 税務相談室 相談官	吉永 達郎	退職
個人課税部門 第1統括官	渡辺 寿恵	留任		
個人課税部門 第2統括官	古川 清司	留任		
資産課税部門 統括官	藤井 伸行	留任		
法人課税部門 第1統括官	吉岡 隆史	大阪国税局調査第一部広域情報管理課 情技官	上田 昭彦	枚方 法人1 統括官
法人課税部門 第2統括官	黒田 孝生	留任		

公益社団法人 左京納税協会



MURANAKA ACCOUNTANT'S OFFICE
村中税理士事務所

税理士 村中 研 治
税理士 村中 平 治

〒606-8081 京都市左京区修学院大林町13番地の4
TEL.075-721-6111 FAX.075-711-3515

ご昼食、御宴会、お泊まりは

国際観光旅館 聖護院御殿荘へ
史跡旧仮皇居

庭園足湯あります（昼～夜）

御料理、宿泊とも全て前日までの御予約で賜ります
京都市左京区聖護院中町15番（市バス熊野神社下車すぐ）
電話(075)771-4151・FAX(075)761-5555
URL <http://www.gotenso.com>

左京納税協会 令和2年度 定時総会を開催

令和2年度定時総会は、5月27日（水）左京納税協会において、新型コロナウイルス感染防止のため、代議員の皆様方のご協力の下、運営可能な最小人数で開催しました。

総会は、鈴鹿且久代表理事（会長）、岡野益巳代表理事（副会長）、久保武久副会長（総務部会長）、桂厚子監事及び上茶谷専務理事の5名の出席と代議員141名の委任状により成立しました。（社員総数178名）



令和2年5月27日定時総会

議案は、1月29日の予算関係理事会で承認可決した「令和2年度事業計画及び収支予算に関する件」、4月決算関係理事会の決議の省略により承認可決した「令和元年度事業報告及び収支決算に関する件」並びに「代議員の任期変更に伴う定款等の一部変更に関する件」について審議され、いずれの議案もご承認を得て可決されました。

令和元年度収支決算書

令和2年度収支予算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	決算額	予算額
(経常収益)		
特定資産運用益	3	3
受取会費	20,155	20,624
事業収益	8,362	9,287
受取助成金	7,078	7,549
受取寄付金	1,237	1,300
雑収益	2,635	2,100
経常収益計	39,469	40,864
(経常費用)		
事業費	35,023	35,001
管理費	3,035	3,190
経常費用計	38,058	38,191
当期経常増減額	1,411	2,672
税引前一般正味財産	1,411	2,672
法人税・住民税	70	70
当期一般正味財産	1,341	2,602
期首一般正味財産	53,049	53,049
期末一般正味財産	54,390	55,651

計測とメカトロをシステム化する **GYO**

超音波骨密度計
車載部品組立ライン
イメージセンサー検査装置

パワーコンディショナー

応用電機株式会社 京都工場 城陽市平川中道表 63-1 / 熊本工場 / 浜松工場 / 相模原工場

直営店 本 店(洛北・大原) 清水 店(東山・清水坂) 祇 園 店(四条花見小路) 三千院前店(大原・三千院門前) ボルタ 店(京都駅地下街)

電炊き立てごはん土井
京都大原本店(大原・本店内) 祇 園 店(祇園店2F)
京都駅八条口店(JR東海京都駅構内1F ASTYロード内)

志ば漬の里
土井志ば漬本舗 〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
<http://www.doishibazuke.co.jp/>

左京納税協会の事業活動の状況

左京納税協会は、公益社団法人として税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図るために、様々な事業活動を実施しています。令和元年度の主な一年間の活動をご紹介します。



平成31年4月26日
資産税部会研修会



令和元年7月28日
左京区民ふれあいまつり



令和元年8月27日
左京税務署長講演会



令和元年10月16・17日
税制改正要望書提出



令和元年10月28日
大阪国税局長との座談会



令和元年11月14日・29日
法人部会研修会(消費税・年末調整)



令和元年11月19日
納税協会青年の集い



令和元年11月20日
納税表彰式



令和元年11月26日
年末調整説明会

住宅	マンション	社屋	信頼し、信頼されて、 そしてまた新しい信頼の輪が広がる 創業 110 周年
医療・福祉 施設	工場 倉庫		
店舗			


野口グループ
野口建設株式会社
 京都市左京区田中大塚町 214
 TEL:075-781-9131 FAX:075-781-7865
<https://www.kirin-g.jp/>


NOGUCHI

食への切りサイズのおつけもの
 「ちいさなだいやす」



大安のつけものは、全商品国産野菜を使用。
 化学調味料・合成保存料・合成着色料は使用していません。
 本店/平安神宮東 TEL 075-761-0281 / FAX 075-771-8756
<http://www.daiyasu.co.jp>

だいやす



令和元年12月5日
税についての作文表彰式



令和元年12月14日
租税教室と模擬選挙とのコラボ授業



令和2年1月16日
キャッシュレス納付街頭宣伝活動



令和2年1月16日
キャッシュレス納付宣言式



令和2年1月16日
新年賀詞交歓会



令和2年1月29日
合同講演会



令和2年2月1日
青連協税のPR活動



令和2年2月3日
青年部会e-Tax PR活動



令和2年2月6日・7日
確定申告地区相談

選
挙
代 議 員

令和2年度 第6回代議員選挙のお知らせ

左京納税協会は、本年第6回目となる代議員選挙を行います。
代議員選挙に関する主要スケジュールは、7月17日付の代議員選挙の実施に関する告示（納税月報8月号に同封）のとおりですが、代議員候補者と投票に関する告示（8月18日付）は、納税月報9月号に同封いたします。
なお、詳細については、左京納税協会ホームページで掲載しています。



国際標準化機構 ISO 9001 認証取得企業

竹を使った装飾と葬祭用品 製造・販売

株式会社 岡村竹材

代表取締役 岡村 大治郎

本 社 〒606-8111 京都市左京区高野泉町40-19
TEL. (075) 791-0800 FAX. (075) 721-7701
東京支店 〒135-0031 東京都江東区佐賀1丁目10-2
TEL. (03) 3820-0251 FAX. (03) 3820-0351
茨城支店 〒319-0202 茨城県笠間市下郷4446-7
TEL. (0299) 37-6789 FAX. (0299) 37-6790

超精密加工で明日をひらく

YAMAOKA

株式会社 山岡製作所
代表取締役 山岡 靖尚

本社工場

京都府城陽市平川横道93
TEL.(0774)55-8500 FAX.(0774)53-7873
URL <http://www.yamaoka.co.jp>

新型コロナウイルス感染症経済対策における税制上の措置について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者等の方に対して、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ



新型コロナウイルス感染症の影響により

国税の申告・納付が難しい方へ

(法人・個人のすべての方が対象)

期限までの申告が難しい方

- ・ 申告期限を

延長する制度

があります。

- ・ 延長の申請については

柔軟に対応

しています。

- ・ 申告期限の前だけでなく、
期限を過ぎた後でも、延長の

申請が可能

です。

詳しくはこちら →

国税庁

検索



※地方税の取扱いについては、都道府県・市区町村にお尋ねください。

資金繰りで納付が難しい方

- ・ 申請により納税を猶予する制度が
あります。納税が猶予されると、

延滞税が軽減又は免除

されます。

まずは

「大阪国税局猶予相談センター」にお電話ください

0120-527-363

【受付時間】 8:30～17:00 (土日祝除く。)

詳しくはこちら →

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度があります。

欠損金の繰戻しによる還付の特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

欠損金の繰戻し還付制度を利用できる
法人の範囲が拡大されました

- これまで、中小企業者等(資本金の額が1億円以下の法人など)が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、資本金の額が1億円超10億円以下の法人も利用可能となりました。

テレワーク等のための中小企業の設備投資税制



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方へ

テレワーク等のための設備投資が
中小企業経営強化税制の対象となりました

- これまで、中小企業経営強化税制の適用ができる設備は「生産性向上設備」や「収益力強化設備」でしたが、「テレワーク等のための設備」も対象に追加されました。

文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した
観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額について、寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となりました。

住宅ローン控除の適用要件の弾力化



住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により入居が期限(令和2年12月31日)に遅れた場合でも、一定の要件を満たした上で**令和3年12月31日までに入居**すれば、特例措置の対象となります。

また、既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件(取得の日から6か月以内)について、取得後に行った増改築工事等が新型コロナウイルス感染症の影響で遅れ入居が遅れた場合でも、一定の要件を満たしていれば、入居期限が「**増改築等完了の日**から6か月以内」となります。

消費税の課税選択の変更に係る特例



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した事業者が、申請書を申請期限までに提出して税務署長の承認を受けたときは、課税期間開始後であっても消費税の課税事業者の選択の変更を認める等の措置がされました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間(1か月以上)の売上が著しく減少(前年同期比概ね50%以上)した場合、課税期間開始後における消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例が設けられました。(課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等は適用なし)。

※ 特例の承認を受けようとする場合、原則として、特定課税期間の確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税

公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書について、印紙税を非課税とすることがされました。

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です!

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。



※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。

本人確認書類 (番号確認書類+身元確認書類)

- マイナンバーカードをお持ちの方は

番号確認と身元確認が1枚でできます。



- マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード※1
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限りです。)
などのうちいずれか1つ※2

+

身元確認書類

- 運転免許証
 - 公的医療保険の被保険者証
 - パスポート
- などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

もっと便利に! マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています!

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、公的
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月~令和3年3月)
選択したキャッシュレス決済サービスで
2万円のチャージまたは買い物をする
と上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。

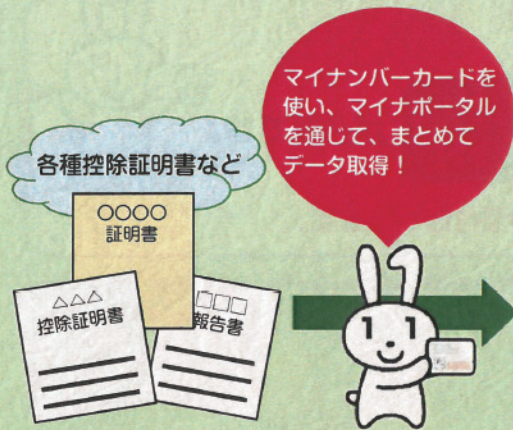


スマホによる
申請は
こちらから!



マイナンバーカードで申告を簡単・便利に!

～マイナポータルを活用した情報連携～

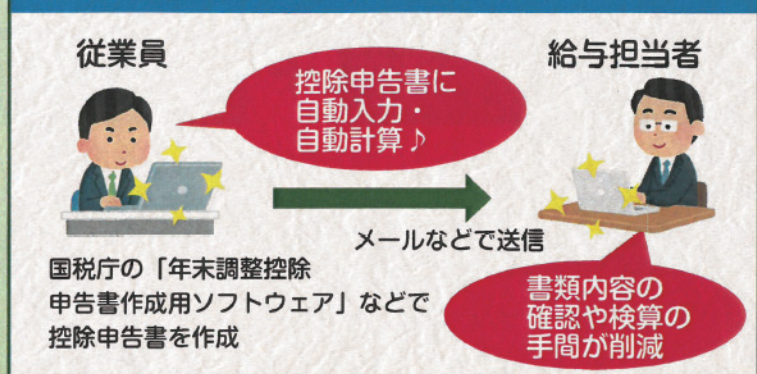


※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

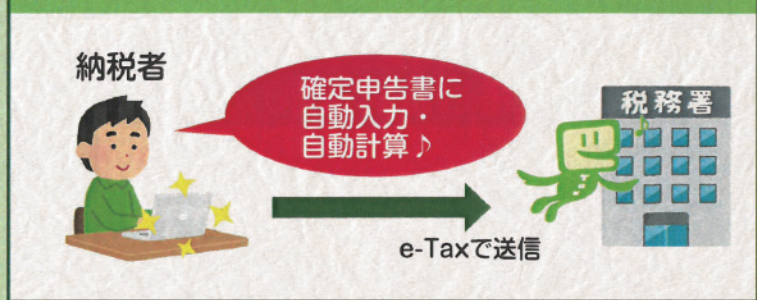
マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから!



年末調整 (令和2年10月からスタート)



確定申告 (令和3年1月からスタート)



～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

本人確認書類の提出が不要

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには?

- 1 マイナンバーカードを取得
- 2 マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダーを用意
- 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ



取得には1か月程度かかるよ。早めの申請がおすすめ!

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから!



国税に関する一般的なご相談は 電話相談センター

をご利用ください。

電話相談センターでは、
税務に精通した**国税局の職員**がお答えします。



《ご利用手順》

左京税務署へ電話 ☎075-761-5371(代表)

(受付 8時30分～17時 土・日・祝日及び年末年始を除く。)

音声案内に従い
1番を選択

1 電話相談センター

- 2 税務署からのお尋ね・税務署での面接相談の事前予約等
- 3 消費税の軽減税率制度についてのご相談等

消費税の軽減税率制度についてのご相談等は、専用ダイヤルを設けて受け付けています。 Tel. 0120-205-553

(注) 所得税等の確定申告期は、0番に確定申告に関するご相談等が追加されます。



音声案内に従い
相談内容を選択

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1 所得税 | 4 法人税 |
| 2 源泉所得税・年末調整・支払調書 | 5 消費税・印紙税 |
| 3 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価 | 6 その他 |

電話相談の前に国税庁ホームページでお調べください。

- よくある国税のご質問に対する回答を税金の種類ごとに**タックスアンサー**に掲載しています。
- 各種パンフレット・手引きや申請・届出様式などの情報も掲載しています。



PC・スマートフォン等からご利用ください。

国税庁 タックスアンサー

検索

税務署での面接相談は、事前予約が必要です。

電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、所轄の税務署において面接相談をお受けしております。面接相談を希望される方は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。



大阪国税局・税務署

大同生命・AIG損害保険・アフラック 代理店

株式会社
ゼネラル・サービス

代表取締役 桂 奈津

〒604-8093 京都市中京区御池富小路西南角松下町135-3 コスモシティ1F
TEL: 075(255)7467 FAX: 075(212)4120 E-mail: info@general-service.co.jp



PERSISTENT PURSUIT OF DAINTY
BY WORLD COFFEE COMPANY

白川本店

TEL(075)711-4151
〒606-8266

京都市左京区北白川久保田町1番地

すべては1杯の美味しいコーヒーの為に
株式会社 **ワールドコーヒー**

http://www.world-coffee.co.jp/ TEL(075)314-2255

個人事業税(第1期)の納付は8月31日(月)までに!

納付は便利な
口座振替で

◆個人事業税とは

個人事業税は、府内に事務所、事業所があり、物品販売業などの事業を営む個人の方に納めていただく京都府の税金です。

◆納期限は

第1期 8月31日(月) *税額が1万円以下の場合、
第2期 11月30日(月) 全額8月31日(月)までとなります。

◆納める場所・方法は

府税事務所からお送りする納税通知書により、お近くの金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)、府税事務所の窓口で納付してください。また、納付額が30万円以下の場合、コンビニで納めていただくか、スマートフォンを使って「クレジットカード」「ネットバンキング」「LINE Pay,Pay Pay,auPAY 請求書支払い」を利用して納付できます。詳しくは京都府ホームページをご覧ください。
(auPAYは25万円以下の納付に限ります。)

◆便利で安心、安全な口座振替を

ご指定の預金口座から、納期限の日自動的に納税していただく仕組みですので、わざわざ納めにいく手間と時間が省け、うっかり忘れて延滞金がかかることもありません。

申込手続は簡単で、納税通知書に同封しました「府税口座振替納付依頼書(申込書)」により、必要事項をご記入の上、印鑑とともにお取引のある府内の金融機関にご持参ください。

※ゆうちょ銀行(郵便局)でも口座振替ができます。

今回8月末までに申込手続をされますと、第2期分の納付から口座振替となります。

新型コロナウイルスの影響により売上に相当の減少があった方は、府税の徴収の猶予を受けることができます。詳しくは京都府のホームページをご覧ください。

徴収猶予の「特別制度」のページ

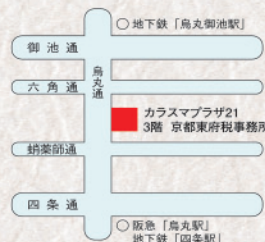
<http://www.pref.kyoto.jp/zeimu/tokureiyuuyo.html>

■お問い合わせは〈京都府京都東府税事務所〉まで (所在地)

京都市中京区烏丸通六角下る
「カラスマプラザ21」3階

(電話)

個人事業税課(課税部門)
075(213)6356
管理課(納税部門)
075(213)6321



市税の口座振替のご利用はいかがですか

一度お申し込みいただければ、継続して口座から納付いただけます。

利用者の皆様にとって安心・安全で、京都市の経費削減にもつながるメリットの多い納付方法です。ぜひご利用ください。

① 利用できる税目

市府民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税

② 申込み手続き

取引のある金融機関又は郵便局でお手続きください。申込書(京都市市税口座振替依頼書)は、京都市内の金融機関及び郵便局に備え付けています。

また、京都市のホームページ(京都市情報館)でも、口座振替依頼書様式がダウンロードできます。ぜひ、ご利用ください。

お申込みの際には、納税通知書又は納付書、預貯金通帳、口座の届出印が必要になります。

③ 口座振替の開始時期

手続き完了後に、市役所から「口座振替開始通知」によりお知らせします。それまでは、今までどおり納付書で納めてください。

④ 年度途中でのお申し込みも可能です

ただし、振替方法を「一括」でお申し込みいただいても、その年度分については各納期ごとの振替となり、「一括」の取扱いは、翌年度からとなります。

また、①の税目については、スマートフォン用決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」「PayB」での納付が可能になりました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口混雑緩和のため「市税納付サイト」からのクレジットカードやネットバンキングによる納付とともに、決済アプリのご利用もご検討ください。

詳しくは、京都市情報館をご覧ください。下記担当までお問い合わせください。

◆ 問合せ 京都市市税事務所 納税室 納税推進担当 ☎075-213-5466 (直通)



ISHIDA

はかりしれない技術を、世界へ。

株式会社 **イシダ** www.ishida.co.jp

本社 京都市左京区聖護院山王町44 〒606-8392 TEL 075-771-4141

定期異動後の名刺交換会(署・協会・納貯連)を開催

左京納税協会並びに左京納税貯蓄組合連合会(正副会長会メンバー)は、7月22日(水)、左京税務署別館大会議室において、本年7月10日付の定期人事異動により着任された岡本署長を始めとする令和2年度左京税務署幹部職員の皆様方との名刺交換会を各々開催しました。



各会では冒頭、鈴木且久 左京納税協会長並びに保田 勝 左京納税貯蓄組合連合会長、岡本和之 左京税務署長がそれぞれご挨拶を述べられた後、出席者が自己紹介・名刺交換を行いました。この1年間は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で事業活動が縮小、延期となるなど不透明な点が多いが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら緊密に連携を図り、両会の事業活動を実施していく旨が確認されました。



◆納税協会会員様用◆ 会員企業検索サービスのご案内(ホームページリンク集)

このデータベースには、各納税協会の会員企業の情報が入っています。情報内容は、企業名/住所・連絡先と主要業務/アピール文からなります。

*納税協会会員で情報掲載をご希望の方は納税協会にお問い合わせください。または、次の登録フォーム (<https://www.nouzeikyokai.or.jp/touroku/>) で所要事項を入力の上、送信してください。情報登録申請から1週間ほどで登録され情報掲載となります。



納税協会メールマガジン好評配信中



納税協会では、会員みなさまに、税や経営に役立つ情報をお届けする「メールマガジン」を毎月1回配信しています。

もちろん、メールマガジンの配信登録は無料!

左京納税協会ホームページの「メールマガジン登録」ページからもご登録申請ができます。

(<https://www.nouzeikyokai.or.jp/melma/>)

ぜひ、ご登録していただき、納税協会メールマガジンをお役立てください!!

左京納税協会のホームページはこちら▶

公益社団法人左京納税協会事務局
TEL.075-771-6410 / FAX.075-751-1648



人生100年時代のプラス年金!自分で入る公的な個人年金

国民年金基金

- 掛金は全額所得控除
- 公的年金控除の対象
- 自由なプラン設計

資料請求、お問い合わせは

0120-65-4192



京都市中京区烏丸通三條下ル種徳寺町
595番地3 大同生命京都ビル6階

全国国民年金基金 京都支部



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員みなさまと共に歩んでまいりました。これからも会員みなさまをお守りしてまいります。

広げよう 納税協会の輪

DJIDO 大同生命保険株式会社
京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三條下ル種徳寺町595-3
(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

AIG 損害保険株式会社
京都営業支店/
京都府京都市下京区五条通大宮南門前町480
TEL 075-371-2111